

法律事務所職員歴 35 年目の私

法律事務所職員

吉村 勝雄

■ 法律事務所に就職

私は学生時代に先輩の薦めもあり仁保事件の「岡部さんを救援する会」に関わっていたのが縁で、1972年4月、立川市内にある某法律事務所に職員として就職しました。

事務所では職員を事務局員と呼んでいましたが、仕事内容について全く経験もなく知りませんでした。

■ 事務局員としての仕事あれこれ

当時の事務所には事務局員が7名おりました。私は通称「外回り」と呼ばれる外勤業務を中心とする部署に配属されました。

先輩達からはよく言われたものです。「外回りは弁護士職印、罫紙、筆記用具をもっていけば、仕事が処理できるぐらいにならなければいけない」「裁判所や他の官公庁の窓口等で書面の訂正、加筆、補充は持参した職印と罫紙を使ってその場で対応できるぐらいにならなければ一人前でない」「多少無理があっても書類を受理させなければならない」等々です。

これらのことは、多少乱暴なようでもありましたが、外回り職員としての自覚と仕事に対する責任を負わされていたように思います。また、外回り部署だけではなく事務所全体としても、弁護士のパートナーとしての位置づけがなされているという裏付けがあったからだと思います。

■ 社会的かわり

就職した1970年代は労働争議が活発化し、解雇事件也多発しており地位保全仮処分申立のための疎明資料の大量コピー、日照問題、刑事弾圧事件、住民運動との関わり、冤罪事件での「守る会」活動などなど、日常的な弁護士業務は繁忙をきわめておりました。

そんな中で、仕事を通じて社会的な関わりをもつ運動にも参加できたことは、多忙でもありましたが充実した毎日でもあり、その後の私の人生にも大き

な影響を与えたことはいうまでもありません。

■ 関与した主な事例

今まで2カ所の法律事務所に勤務して関与した事例の一部を紹介します。

①「地位保全貸金仮払いの強制執行関係では、渋る執行官を前面にたてて大手企業の労務担当者との交渉」、②「勝訴判決を得た事件で国側代理人と同時に書記官室に駆け込み、判決文の受領、その場での送達証明と仮執行宣言に基づく執行分付与申請、即執行準備に入ったこと」、③「執行では国側の執行停止が東京地裁に出されることが明らかとなり、事務局を中心とした執行担当者で協議し横浜地裁に執行申立をし、国の機関に対して強制執行を行ない1億円近い現金をリュックサックにいれて持ち帰ったこと」、④「悪質債権者の執行に対して自ら第三者異議の申立人となって訴えを提起したこと」等々印象深いエピソードがたくさんありました。

■ 事務員としての将来の問題

前述したことは、時代的背景や所属している事務所の性格による特異性もあるかと思いますが、なによりも職員が専門知識を踏まえた職務遂行の自覚と責任を持つことです。そのためには専門的な知識を恒常的に享受できる研修制度の確立が不可欠であろうと思います。国民のリーガルサービスを求める声は一層強くなることは間違いなく、これらの声に応えることは、今秋、オープンする日本司法支援センターもさることながら、弁護士、弁護士会の責務であると私は考えています。

弁護士の事務職員に対する見方としては、まだまだその役割を認識されてない方々が多いように思われます。これからも社会的な要請に応え、司法の一翼を担う弁護士のパートナーとして事務職員を位置づけ育てていくことが必要かと強く感じております。